

第3回 新清掃工場整備基本計画検討委員会 議事要旨

会議名称	第3回 新清掃工場整備基本計画検討委員会
開催日時	平成28年7月12日（火） 10：00～12：20
開催場所	立川市役所本庁舎3階302会議室
次第	1 開 会 2 議題 （1）第2回検討委員会議事要旨（案）の確認 （2）施設規模について【2/2】 （3）環境保全対策（公害防止基準）について【2/2】 （4）ごみ処理方式（ごみ処理方式選定のための評価項目等）について【3/4】 （5）煙突高さについて【1/2】 3 連絡事項 4 閉 会
配付資料	資料-1 第2回 新清掃工場整備基本計画検討委員会 議事要旨（案） 資料-2 施設規模 資料-3 環境保全対策（公害防止基準） 資料-4 ごみ処理方式（ごみ処理方式選定のための評価項目等） 資料-5 煙突高さ
出席者	[委員] 委員長：荒井康裕、副委員長：市古太郎、荒井喜久雄、谷川哲男、佐藤良子、岡本隆行、小松清廣、佐藤篤史、守重芳樹、溝渕浩一、原口智章、森達實、渡辺晶彦、野澤英一 [事務局] （環境下水道部） 太田弘幸ごみ対策課長、鎌田純文清掃事務所長 （環境下水道部 新清掃工場準備室） 鈴木峰宏新清掃工場準備室長、添田隆一庶務係長、村田純一施設係長、鵜川啓主事 [コンサルタント] （八千代エンジニアリング株式会社） 國安弘幸、加藤涼一、伊藤依理、杉山智春
公開及び非公開	公開
傍聴者数	7人
担当	環境下水道部 新清掃工場準備室

1 開会

2 議題

<議題：（１）第２回検討委員会議事要旨（案）の確認>

- ・ 事務局より、資料-1「第２回 新清掃工場整備基本計画検討委員会 議事要旨（案）」の修正箇所について説明した。議事録は事務局で修正をした後、確定版とする。

<議題：（２）施設規模について【2/2】>

- ・ コンサルタントより、資料-2「施設規模」について説明した。

（委員長） 施設規模の説明をしていただいたが、ポイントは平時のごみに加えて、災害時のごみの受入れも見込んでいる点である。また、燃焼熱分解技術だけでなく、燃焼熱分解技術とバイオマス技術を組み合わせた処理方式も対象としており、可燃ごみに含まれる生ごみをメタン発酵設備で有効利用して資源化につなげるということである。ただし、発酵残さが発生し、それは焼却施設で受入れる必要がある。このような検討の結果、資料中７ページの施設規模になるということである。

今の説明に対して、意見・質問はあるか。

（委員） 前回の委員会において、30年後や50年後の将来のことは、委員会での主たる論点ではないということで、市に任せることになった。それは良いが、施設規模の検討では、平時のごみや災害時のごみという話もあるが、それ以外にもプラスアルファがあると思う。例えば、30年後や50年後に同じ敷地内で建替えをするのであれば、立川市で完結するため問題ないと思う。しかし、同じ敷地内で建替えができないときにどうするのか。違う敷地を探すのか。これについては答えがないが、仮に私が市長であれば、工場を建替えるときは周辺の自治体に協力を要請する。その代わり、ギブアンドテイクとして、反対の立場の時には協力することにする。このように周辺の自治体のごみも受入れるのであれば、立川市の平時のごみと災害時のごみに加えて、周辺自治体のごみの受入分も勘案する必要がある。前提として1.3haの土地で建替えが可能ということであれば今の話は必要ないが、そうでなければ周辺自治体の受入分も見込むべきである。市は、このようなことを前提としているのか。

（委員長） 今の話は、想定される敷地が1.3ha、施設規模が130t/日と具体的な数字が出ていることについて、実際に建設される施設の大きさと確保できている敷地の大きさに対して、敷地内で工場の建替えができるような関係になっているのかということだったと思う。まずは、そこを整理したいと思うが、1.3ha

の敷地に施設規模 130 t /日の施設を建設しようとする、敷地の余裕はどのくらいなのか。

- (事務局) 1.3ha の敷地面積に対して、建築面積は、ある団体の 200t/日の規模から参考になると概ね 4,500 m²という数字になる。そうすると、敷地内で建替えをするスペースは確保できない状況である。

また、この敷地の 3 分の 1 には航空制限がかかっている。それは、立川基地の滑走路から 1,500m の範囲だが、その部分については高さ制限が 45m となっている。敷地の土地は立川基地の滑走路よりも高い位置にあるため、実際には高さは 45m よりも低くなる。煙突も制限がかかるため、正直なところ、1.3ha の土地で建替えの余裕はないと思う。

話がずれていたら申し訳ないが、施設規模を定めるに当たっては、まずはごみ処理量で算出する。施設規模が決まった後、敷地内の配置を決めていくが、それはまた後の話である。他市の受入れの関係では、災害廃棄物及び広域支援の受入れのうち、広域支援というのは災害廃棄物の広域支援ではなく、平時の他市の受入れも含む。それも含めて 15% である。今でも周辺自治体と協定を結んでおり、例えば、立川市の清掃工場が緊急で停止した場合には他市に受入れてもらうこともあり、その反対の場合もある。この量も 15% の中に含まれている。

今の広域支援に関して、多摩で協定を結んでいるため、多摩地区での連携となる。

- (委員長) 今説明があったとおり、まずは平時のごみを処理することが最も重要となる。それ以外に、国の方針のもと、災害時のごみも数字として反映している。広域支援の受入分についても、十分かどうかは置いておいて、15% として、ある程度は見込んだ上での施設規模になっている。もちろん、余裕を設けて施設を建設すれば多くのごみ量に対応できるというメリットはあるが、規模の設定を大きくしすぎると平時のごみ処理に対してごみの燃焼効率が低下する恐れがある。過剰な施設をつくっても、その規模に対して搬入されるごみの量が少なければ効率は低下する。平時と万が一の事態のバランスが非常に難しいところではあるが、他の自治体においても、概ね同様の数字を見込んでいるという理解で良いと思う。

- (委 員) 1～2 年間、自分たちのごみを他市に処理してもらっただけの量が 15% で担保できるのか。15% の中で受入れる量が、立川市が他都市に処理をしてもらう量と同等程度になっているのか。

- (委員長) 多摩全体で協定を結んでいるということであるため、その中で立川市が清掃工場を建替えるときに、多くの自治体に協力を依頼して、各自治体がある程度の量を受入れてくれれば、可能であると考えられる。ただし、今回の検討委員会で決めるべき範囲をはるかに超えた大きな問題となるが、そういった

ことを実現できる可能性はなくはないと思う。

(委 員) 基本的な概念として、災害時と緊急時の話があるということだが、施設の建替えに要する1～2年間の期間は緊急時とは違うと思う。緊急時は、もう少し短いスパンでの話だと思う。建替えに要する数年間は、緊急時ではなく、計画的に見込むべき期間だと思う。立川市はこのように受入れる体制を整えるから他自治体も協力してほしいという形にするべきだと思う。協力をしてもらっただけで、協力をしないことはできないと思う。

(事務局) 現在、小金井市が他自治体からごみ処理の支援を受けている状況である。このような緊急時だけではない広域支援も見込んでいる。

(委員長) 小金井市の話が出たが、小金井問題というものがあり、本来は自前で施設を整備しなくてはいけないのに、それができずに問題となっている。また、それだけではなく、支援してくれていた自治体があるにも関わらず、当時の市長がその委託費が無駄という発言をして、支援を受けられなくなってしまった。やはり、原則は自区内処理であるため、自分たちで施設を整備して日々のごみを処理する。しかし、施設を更新する際には、どうしても一定期間自分たちで処理することができない期間がある。そのときには、小金井市のように支援してくれる自治体を探して協力を要請せざるを得ない。このような問題は、立川市だけでなく、どの自治体でも共通する問題である。この検討委員会では、自分たちの処理施設を建設するということを議論しているが、次のことを考えると、当然建替えの議論が数十年後に必要になる。そのときに用地を確保できなければ、その間に排出されるごみはどこかで処理をしなければならない。しかし、その点については、この検討委員会で議論すべき事項ではない。ただし、今の発言は重要だと思うため、検討委員会で出た貴重な意見として議事要旨に残していただきたい。

(事務局) 今の話は、報告書に載せていきたいと思う。

(委員長) 他に意見はあるか。

(委 員) 先般、リサイクルセンターの見学に行って、多額の費用をかけてプラスチックの分別をしているという話を聞いた。現状の処理体制のままプラスチックを分別した方が費用は安くなるのか、あるいは、プラスチックを焼却した方が安くなるのか。これに関する資料を提出していただきたい。

(委員長) 現在、立川市では、プラスチックは分別しているのか。

(委 員) プラスチックは、分別してリサイクルしている。しかし、費用がかかるのであれば焼却した方が良いのではないか。

(事務局) 現在、プラスチックは分別してリサイクルセンターへ搬入しており、そこで選別、資源化している。一方でリサイクルできないような汚いプラスチックは、焼却施設で処理している。ただし、市としては、これまで燃やせるごみを減らすという方針のもと、プラスチックを分別してきた。したがって、今

回の議論の中で、プラスチックを全量燃やすという考え方はないと思っている。

(委員長) あくまでも、現在の分別区分を踏襲した上で、焼却施設をどう建替えるかということが委員会で議論する内容になるため、プラスチックの分別を変更するという事は議論の対象ではない。

(委 員) しかし、市民とすれば、わざわざ費用をかけて分別してリサイクルするよりも、焼却した方が安いならば焼却して欲しい。

(事務局) それは、ごみ処理基本計画の段階での議論である。資料-2 の 1 ページにあるとおり、処理対象物の設定ということで、ごみ処理基本計画に従い、現在の体制で焼却施設規模を算定している。分別を変更するというのであれば、ごみ処理基本計画における市のごみ減量施策の方針を変更しないといけない。

(委 員) 私が申しているのは、今のごみ処理体制が妥当か否かについて、資料を提出していただきたいということである。

(事務局) それは、ごみ処理基本計画を改定するときに議論していただく内容である。

(委 員) しかし、いざ焼却しようとなったときに、施設規模が小さかったらできない。だから資料を提出していただきたい。

(委員長) 上位計画のごみ処理基本計画で示されている考え方は、必ずしもコストだけで決めているわけではないと思う。

(委 員) そのとおりだと思う。

(委員長) 資源は無限にあるわけではないのだから、環境への負荷も考えて、なるべく資源を大切に使うなど、コスト以外にも様々な要素を踏まえてごみ処理基本計画ができており、そこには立川市のスタンスが示されている。その中で、プラスチックについては、多少費用はかかっても分別してリサイクルすることが重要であるということで取り組んできたと思う。したがって、平成 27 年度に策定されたごみ処理基本計画で示されているごみ処理体制に基づいて、可燃ごみの処理施設をどうするかということを議論する。

ごみ処理基本計画を策定する際に、プラスチックのコストに関する資料があったならば、それは示していただきたいがどうか。

(事務局) ごみ処理基本計画の検討の中では、新清掃工場を建設するときにプラスチックを焼却するという考え方はなかった。先ほども申し上げたように、燃やせるごみの中のプラスチックを分別して、燃やせるごみの量を減らすという計画を立てている。したがって、プラスチックを焼却するという考え方はない。プラスチックの処理費用について話したい。現在、リサイクルセンターでは、燃やせるごみ以外の処理を行っている。プラスチックだけの処理費用となると難しい。雑がみ等も現在は分別しているが、それも燃やしてしまうのかという議論にも発展しかねない。そうすると以前のような 2 分別ということに

もなってしまう。プラスチックの処理費用については事務局で精査しようと思う。処理にかかる費用以外にも、収集運搬費等もあり、かなり時間を要する作業になると思う。どのような形で資料を提出できるかは分からないが、検討したいと思う。

- (委 員) あまり細かいデータは提出していただかなくても構わない。結論が分かれば良い。
- (委員長) 現行のリサイクルセンターの運営費用の概算があれば良いと思う。
- (委 員) 自治体によっては、プラスチックを焼却しているところもある。そういう自治体があるのだから、分別するべきなのか、あるいは焼却するべきなのか、判断できる資料が欲しい。
- (事務局) 資料が用意できた場合には、委員会資料として提出した方が良いのか。
- (委 員) 委員会資料とは別途でも構わない。
- (委員長) 委員個人として気になっているようで、本件については、検討委員会の内容とは少し外れていると思う。
- (委 員) 私も興味があるのだが。
- (委 員) 結局、焼却した方が良いということになれば、今の設定では焼却できないだろう。そうであれば、施設規模は現設定値よりも大きくする必要があるのではないか。現状だけに基づいて設定するのはおかしい。現状のごみ処理体制が将来も続くとは限らないのだから、将来のことも考えて設定しないといけないと思う。
- (委員長) ただし、この新清掃工場整備基本計画に関しては、前提となるのは現在の立川市ごみ処理基本計画である。将来のことについては、ごみ処理基本計画の方向性が変わるならば考えなくてはいけないが、ここでは、すでに定められているごみ処理基本計画の考え方、つまり、燃やせるごみに加えて可燃性粗大ごみとリサイクルセンターから排出される処理残さを対象とした施設の規模を議論している。この検討委員会においては、その前提が変わることはない。大切な事項だとは思いますが、この場でそこまで話を広げることはできない。したがって、プラスチックごみを焼却すべきかどうかについては、議論する必要はないと思う。あくまでも、処理対象物は、現行の燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルセンターから排出される処理残さである。プラスチックは処理対象物ではなく、このことについて、これ以上議論することはやめたいと思う。申し訳ないが、これが委員長としての整理となる。
- (事務局) 資料は、用意ができれば参考資料として提示することは可能だと思う。通常
の委員会資料とすると、委員長が言ったように委員会の議論から外れてしまう可能性があるため、用意ができれば参考資料として提示する。
- (委員長) そのように願いたい。
他に意見はあるか。

(委 員) 参考意見として聞いていただきたいが、今は施設整備基本計画の段階であり、これから先、最終的な施設規模の変更はまだ可能である。そのような点から話をしたいが、施設が稼働する予定の平成 34 年度がごみ量のピークとなっており、それから先は少しずつ減っていく。清掃工場というのは、車のように 0 k m ～ 140 k m まで走れるというような性能を持つ施設ではない。100 t / 日の清掃工場であれば、安定処理が可能な下限値は 80 t / 日程度となる。災害廃棄物及び広域支援の受入れ分を 15% としているため、平時のごみは 85% 程度となる。したがって、安定処理が可能な設定となっている。他に気をつけなくてはいけないことは、発電設備である。現工場は発電設備がないが、発電設備がある場合、処理量が低下するとそれ以上に発電効率も低下する。したがって、施設規模を大きく設定しすぎると、結果的に発電効率が大きく低下することになるため、施設規模の設定は非常に難しい。災害廃棄物及び広域支援の受入れ分の 15% は、若干大きいように感じるが、まだ計画段階であり、これからごみ処理方式も決める必要がある。ストーカ方式にするのか、ガス化溶融方式にするのかという部分においても、ストーカは安定的に 300 日程度稼働できるが、ガス化溶融は 280 日程度しか稼働できないということがあれば、余裕分も変わってくる。このようなことも総合的に考えていく必要があると思う。

(委員長) 7 ページ図 5 に赤線で処理能力が示されているが、ごみ処理基本計画のごみ量が減っていくという予測に合わせて計画をしているが、それが想定どおりに進むかどうかは不確定である。増えることは考えにくいだが、現状維持で予測よりも減らないという事態も市としては考えておく必要がある。また、予測よりも減るという心配もあり、それによる発電効率の低下も考えなくてはならない。不確実性の上限と下限がある中で、施設規模を決めなくてはならないという難しさがある。

市の考え方としては、ごみ処理基本計画の予測を基本に施設規模を設定すると、燃焼熱分解技術では 130 t / 日となるということである。それが今回の説明の趣旨になるが、他に意見はあるか。

(委 員) ごみ量が減っていくということだが、現状、立川市の人口は増加傾向にある。年間 2, 000 ～ 3, 000 人程度人口が増えていて、一昨年までは 17 万人台だったが、今年になって 18 万人を超えている。人口が増えれば、ごみの減量数値も変わってくると思う。市長は、立川市の人口は 10 年後を見込めば減っていくと言っている。想定としてどの程度人口が減るかについては、この場で示すことはできないと思うが、現状、人口が増加している状況で平成 34 年度がピークの人口になってそこから減少していくという意味合いでこれを設定したと思う。今、大山でごみの減量を行っており、年間で 100 人程度の人口の移動があり、それに伴ってごみ量も増減している。したがって、立川市も人口

の推移に伴ってごみ量が増減すると思う。このような計算をどのようにするのか聞きたい。

(事務局) 立川市長期総合計画が改定された。その中で、将来人口が予測されており、その将来人口を用いてごみ処理基本計画を策定している。資料が手元がないため具体的な数字は出せないが、市長が言っているとおり、ある時期までは人口は増加するが、その時期を境に減少するという予測になっている。ごみ量は、この将来人口をもとに予想している。ただし、大きな団地等ができて、人口が急に増加するようなことがあれば、ごみ量も増加する可能性はある。ごみ処理基本計画で想定している平成 34 年度の人口は、176,337 人である。

(委員) 3、4 年前に「たちかわエコパートナー」の研修を受講したが、そのときのデータでは、立川市の人口一人 1 日あたりのごみ排出量は、三多摩の市町村の中で最も多かった。それは、市民の努力が及ばない部分、つまり昼間人口が多いことが原因だと思う。昼間人口が多いため、人口一人 1 日あたりのごみ排出量が最も多いという説明だった。立川市が発展すればするほど、市民の努力が及ばない部分でのごみの排出量が多くなるのではないか。ごみ処理基本計画では、平成 36 年度には平成 19 年度に比べて約 50%のごみが減少するということだが、この確からしさをどのように考えたら良いのか。施設規模を現行の 280 t/日から 130 t/日に下げて良いのかという疑問が出る。このことについては、どのような考えか。

(事務局) ごみ処理基本計画を策定する中で、様々な減量施策のもとごみを減らしていくことを考えた。例えば、ららぽーとや IKEA などのごみ量も予測して、立川市の事業系ごみを減らしていこうという施策を立て、実際に事業系ごみは減少傾向にあるため、大きな乖離は出ないと考えている。7 ページ図 5 のとおり、現在は処理能力に対してごみ量が少ない状況であり、130 t/日で大丈夫だろうということで設定した。

(委員) 目標に向かって努力するのはいいが、努力の結果が及ばない部分もあるのではないかと思う。

(委員) 努力が及ばない部分というのは、立川市の人口 18 万人に対して、立川市以外の人々が 1 日あたり 36 万人入ってきている部分だと思う。昼間人口の増大に対するごみ処理も考慮しないといけない。

(委員) 昼間人口に係るごみは事業系ごみであるから、別途に考えた方が良い。本来事業系ごみは多くが産業廃棄物となるが、立川市は小規模事業者のごみは受入れている。ここ数年、事業系ごみの減量を努力しているから立川市のごみは減っている。家庭ごみだけみれば、立川市のごみ量は三多摩の中でベスト 5 には入っていると思う。

人口の関係では、松中団地と富士見町住宅が建替え中である。富士見町住宅は、部屋数が約 1,400 部屋あるが住んでいるのは半分である。若い人は、立

川に住みたいと言うが、家賃が高くて住めない現状がある。そうすると、想定の人口どおりにいかないのではないかな。そういったことも、考える必要がある。

- (委員長) 確かに立川市特有の地域特性は、ごみ問題にも影響する。ごみ処理基本計画は、そのような地域特性も事業系ごみも考えた上での計画となっている。ただし、考えてはいても、そのとおりになるかどうかは別の話である。施設は整備しなくてはならず、施設を整備してから施設規模を変更することはできない。施設規模を決めるにあたっては、将来のことも考慮する必要があり、非常に重要なことである。だからこそ、こうして時間をかけて協議をしている。

他に意見はあるか。

- (委 員) 1 ページ目に燃やせるごみの量の将来推計値が示されていて、基準年度の平成 19 年度に対して目標年度の平成 36 年度には約 50% 削減するという目標を立てている。これは、他都市の削減率と比べて高い目標であると印象を持つが、施設規模の算定方法をみると、災害廃棄物及び広域支援の受入れ分を 15% と見込んでいて、ある意味で幅を持たせた計画になっている。今後、人口の増加やごみの減量が進まないという状況が明らかになれば修正が必要になると思うが、とにかく一度設定をする。130 t / 日の中には余裕分も含まれており、現時点では適正な計画だと思う。先ほど広域化の話もあったが、東日本大震災以降、全国的にごみ処理の広域化を図らないと地域だけでは対応できないという議論が出ている。環境省が D. Waste-Net という機関を組織して、市町村単位ではなく関東地方などの単位で相互に協力する体制を作ろうとしている。広域化を視野に入れないと、一つの市町村だけでは対応しきれない部分はある。例えば、東京であれば三多摩地域と 23 区で相互支援すべきという議論もあるし、埼玉県と相互支援すべきという議論もある。現在のごみ処理の枠組みでは、各市町村が責任を持って処理することとなっていて、都道府県がその管轄をする体制である。この前の熊本大震災では、佐賀県や福岡県で処理をした。そのような支援の仕組みを環境省が作ろうとしている。過大な施設にすると稼働率が下がりコストだけがかかることになる。100 t / 日の施設を 10 人で稼働すれば 10 人分の人件費がかかるが、200 t / 日の施設を稼働するには 20 人が必要となる。

とりあえず、適正規模を計画・設計要領をもとに計算をして、災害対策にも配慮しているのが今回の計画になっている。これで最終決定ではなく、これで検討していきたいということだと思う。

- (委員長) 様々な意見があるかもしれないが、標準的な方法で試算した場合、130 t / 日になるということを理解いただければと思う。280 日で運用するところを 300 日にすれば、処理量を増やすこともできるし、幅のある設定となっている。

他の議題もあるため、次に移りたいと思う。

<議題：（３）環境保全対策（公害防止基準）について【2/2】>

- ・ コンサルタントより、資料－3「環境保全対策（公害防止基準）」の説明が行われた。

- （ 委員長 ） 今の説明に対して、意見・質問はあるか。
- （ 委 員 ） 排ガス基準は、具体的な設計基準値が示されているのに対し、騒音基準、振動基準、悪臭基準については、「用途地域に基づいて設定します。」と表現されているが、設置予定地はすでに用途地域が決まっているはず。そうすると、具体的な数値がないというのは違和感があるのだが。この点について、どのように考えているか。
- （ 事務局 ） 設置予定地の用途地域は、暫定であるが第一種低層住居専用地域に指定されている。用途地域の変更を想定しているが、まだ整理ができていない状況である。そのため、今回の資料ではそのような表現になっている。ただし、しっかりした対応をしたいという意味は持っている。
- （ 委員長 ） 用途地域が確定していないのか。
- （ 事務局 ） 用途地域の変更を想定しているため、この段階では具体的な数字は出せない。都市計画決定の段階で整理できると思うが、都市計画決定は平成 30 年度の予定となっている。その時点では、数字を出すことは可能だと思っている。
- （ 委員長 ） いずれにしても都市計画決定がされて、用途地域が確定したら、それに応じて騒音基準、振動基準、悪臭基準を定めるという考え方か。
- （ 委 員 ） 立川市内においても、準工業地域に後からマンションが建設されて工場稼働が非常に厳しくなっているという事例もある。騒音、振動、悪臭含めてである。現在は国有地になっていると思うが、設置予定地周辺の将来の住宅配置も十分に想定して配慮すべきだと思う。
- （ 委員長 ） 他に意見はあるか。
- （ 委 員 ） 設置予定地周辺には様々な施設があるため、用途地域に準じるのではなく、周辺住民が不快な思いをしないということを基準にして欲しい。
また、表 2 に具体的な設計基準値が出ているが、今の技術であれば容易に達成できる値なのか、あるいは厳しい基準なのかということについて聞きたい。
- （ 委 員 ） この基準値は達成可能である。設計基準値の決め方だが、値を低くすれば低くするほど公害除去設備が増えたり、大きくなったり、性能を上げることが必要になる。そうなれば、建設コストや維持管理コストは大きくなる。施設規模もそうだが、メーカーへのアンケート調査でどういう設備が必要なのか、あるいは必要でないのかということを知りたいのだと思う。その結果をみて、最終的な値を決めたいのだと思う。表 2 で気になるのは、NOx の除去設備が

増えるかどうかというところぐらいで、他は標準的だと思う。

- (委 員) 周辺住民にとっては、この数字は関係ない。健康被害が出るかでないか。健康被害が出ないように基準値を低く設定すればするほど周辺住民は安心できる。先ほども言ったが、容易に達成できる基準値ならもっと厳しくするべきだし、厳しい値であるのなら達成に向けて努力して欲しいと思う。
- (委員長) 周辺住民の率直な意見として、それは大切なことだと思う。
- (委 員) これをもとに生活環境影響調査のシミュレーションをして、周辺住民の健康に影響があるかないかについて検証する。これ以上厳しい値にするかどうかについては、住民の意見を踏まえて行政が決定していく。
- (委員長) 議論の叩き台を示しているというように理解すると、どの施設でも国の基準と比べて極めて厳しい基準に設定している。その上で、施設規模 130 t/日を想定した場合に、類似する施設と概ね同等の基準値になっている。
- (委 員) この基準値で生活環境影響調査を実施して、その結果を東京都に出せば、必ずその結果の値は遵守しなければならない。そのためには、基準値の 7 割程度に運転管理値を設定しないと守れない。基準値を低く設定しすぎると、施設の運転も厳しくなる。それも含めて行政がどう決めるかということだと思う。
- (委 員) 健康被害ということを考えるときに、環境基準というものがある。環境基準とは、人の健康の保護の上で維持されることが望ましい基準であり、例えば、窒素酸化物は 0.06ppm である。排ガスは、煙突の高さや排ガスの温度によって異なるが、一般的には地上に到達するときには濃度が 10 万倍に拡散されるといわれている。安全をみて 5 万倍拡散されるとして設計基準値の 40ppm を考えると、0.0008ppm になる。したがって、0.06ppm に対して 600 分の 8 程度の影響を持つことになる。設計基準値が 50ppm の場合では、0.001ppm となる。40ppm や 50ppm のレベルになると地上で考えた場合にはほとんど差はない。そして、人の健康に対して十分に影響がない値だと思う。最近、水銀が騒がれているが、もともと東京都の清掃工場では規制をしていたが、最近になって環境省も水俣条約の批准を契機にして規制をかける準備を始めている。東京都では、水銀を取り扱う作業所で働く人の健康に影響のない濃度として 0.05mg/m³N を規制値とした。地上に到達するときには 5~10 万倍に拡散するため、全く健康に影響はない。
- (委 員) 端的に、この基準値を守れば全く健康に被害がないということであれば、それで構わない。
- (委 員) 法律における規制基準は、排ガスの規制基準を守っていれば、環境基準も守れるという前提で決める。法律における規制基準と今回の立川市の設計基準を比べると、極めて低い値になっている。生活環境影響調査でシミュレーションをすると、問題ない結果が出ると思う。

- (委 員) 私はこういったことには疑ってかかる。
- (委員長) 大事な考え方だと思う。安全には安全を上乘せして、遵守すべき基準を決めて、その基準値を絶対に超えないように日々管理して、我々の健康には被害のないレベルを確実に担保する。
- (委 員) しかしながら、出ないに越したことはない。容易に達成できる基準値なのか、そうでないのかが分からなかった。
- (委員長) 今の話は、資料-5 でも説明があると思う。
他に意見はあるか。いずれにしても、排ガスの設計基準値については、同規模の施設においてトップレベルの厳しい基準値を目指すということ、また、騒音基準、振動基準、悪臭基準については、用途地域に基づいて定めるということが市の考え方である。
意見がないようなので先に進める。

<議題：(4) ごみ処理方式(ごみ処理方式選定のための評価項目等)について【3/4】>

- ・ コンサルタントより、資料-4「ごみ処理方式(ごみ処理方式選定のための評価項目等)」の説明が行われた。

- (委員長) 今の説明に対して、意見・質問はあるか。
- (委 員) この資料のタイトルはごみ処理方式となっているが、2 ページ目の【「新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方」における新清掃工場が目指す施設】はごみ処理方式とは合わないと思う。ごみ処理方式ではなく、ごみ処理施設であれば良いと思うが。
また、【「新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方」における新清掃工場が目指す施設】には、この中に防災拠点の考え方が入っていると思う。文章で地域の「防災拠点」としてエネルギー供給等が行える施設とあるが、タイトルが大規模災害時に機能が損なわれない施設となっており、消極的な印象を受ける。積極的な意味での防災拠点であるべきだと思う。あくまで言葉の問題だが。
- (事務局) 資料は、平成 27 年 12 月にまとめた「新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方」をもとにごみ処理方式を評価していくといった内容である。防災の関係については、評価項目の中で耐震性や水害対策がある。また、話が戻るが、施設規模の設定でも災害廃棄物のことも考慮しているため、防災拠点の考え方を無視しているものではない。
文章でも書いているとおり、地域の「防災拠点」としてのエネルギー供給等が行える施設という認識でいる。
- (委 員) 熱源の話はあるが、水の話がない。この文章だけでは井戸を掘るということ

がわからない。私は、井戸を掘って水を確保するというイメージがある。

(委 員) 「大規模災害時に機能が損なわれない施設」という文章の下にカッコで防災拠点としての施設を目指すなど書くのはどうか。停電時や断水時の対応も可能と書いておけば良い。

(委 員) 今の議論は、ごみ処理方式選定のための評価項目についてであり、防災機能の話は別にあるという認識で良いか。

(事務局) そうである。第5回委員会から協議していただく予定である。

(委 員) 今は、ごみ処理方式を決定する上での評価項目を検討して欲しいという話ではないのか。

(事務局) 評価項目の検討の段階で、防災のことも意識したいという意見だったと思う。

(委 員) 防災機能は、処理方式ごとに差が出ないと思う。ただ、こういうことを意識して欲しいという意味で書いているのではないか。

(委 員) 防災機能は、別途検討するということで良いか。

(事務局) そのとおりである。

(委 員) 1点目は、1ページにメーカーへの技術提案依頼を実施するとあるが、何社程度を予定しているのか。2点目は、技術提案を依頼するメーカーは日本を代表する大手なのか。3点目は、2ページにメーカーからの技術提案回答が得られなかった処理方式の扱いということで、その場合には対象外とするところがあるが、メーカーごとに得意な処理方式があると思うが、どのように技術提案依頼をするのか。複数のごみ処理方式について依頼するのか、または得意な1つの方式について依頼するのか。

(コンサルタント) まだ決定したわけではないが、技術提案依頼は、実績のあるトップクラスのプラントメーカーに依頼したいと考えている。プラントメーカーによっては、複数のごみ処理方式の技術を有しているところもある。そのようなメーカーに対しては、実績のある処理方式全てについて依頼をする。ただし、その全ての方式に対して回答をもらうことは難しいと想定されるため、その場合には断った理由を回答していただきたいと考えている。概ね10社程度を予定している。

(委員長) 国内には、焼却施設を扱うプラントメーカーが複数あるが、実績のある大手の10社を対象として技術提案依頼をするということである。

他に意見はあるか。

(副委員長) 大規模災害に関係する項目は、災害事前策と災害対応策に分けた方が良い。耐震設計等は事前策であるため、災害が起きたあとの対応策として断水時の対応なども考慮するべきだと思う。

(委員長) 他に意見はあるか。

意見がないようなので先に進める。

<議題：（５）煙突高さについて【1/2】>

- ・ コンサルタントより、資料－５「煙突高さ」の説明が行われた。

（委員長） 今の説明に対して、意見・質問はあるか。

（委員） １ページ 1.（１）「排ガス拡散による生活環境への影響」の３行目の最後だが、排ガスの拡散効果は、煙突の高さ、排ガスの温度、煙突出口の排出ガス速度等によって変わるとあるが、等には何が含まれるのか。

（委員） 例えば、冬と夏とでは大気的气温が異なるため、排ガス温度を 200℃とした場合、冬は排ガスが上にあがっていく。反対に夏は上がらない。つまり、大気の条件の違いが等として含まれている。

（委員） 59mでも影響がないということであれば、例えば 50mなど、もう少し煙突を低くした場合のシミュレーションはできるのか。

（コンサルタント） シミュレーションはできる。ただし、59mより低い場合に、何mにするのかというのは難しい問題になる。

（委員長） ７ページ図 4 をみると、60mの制限があるため、同規模施設では大体が 59mを採用しているということがわかる。50mにするなど少し低くすることはあり得るのか。

（委員） 特殊な条件下では低くした事例がある。例えば、豊中市伊丹市クリーンランドは伊丹空港に隣接しており、飛行場に隣接している場合はある程度高さを制限されてしまうため、35mの煙突となっている。同様に岩国市でも施設が岩国飛行場に近いため、30m台の煙突となっている。東京でいえば、大田清掃工場は 40m程度である。ただし、考え方としては、赤白に塗るなど景観への悪影響がないようにすること、かつ、なるべく高くすることによって 59mが採用されている。50mにしたいということであれば、周辺環境への影響をシミュレーションで確認して問題がなければ可能だと思う。

（委員） 空港の近くで煙突高さが制限されているという話があった。設置予定地の周辺にも陸上自衛隊の駐屯地があって、ヘリコプターが離着陸している状況だが、それに関してはどうなのか。

（事務局） 航空制限の話だが、滑走路から 1,500mの範囲は高さ制限 45mという規制がある。設置予定地の一部は、1,500mの範囲内となっている。その範囲内に煙突を設置する場合は、45m以下にしないといけないが、土地の傾斜があるため、実際には 30m台になると聞いている。

（委員） 航空法上の制限は、管制塔の位置から 1,500mの円を描いて、円柱状にあげていく。その次に、円錐状に斜めに上がっていく線がある。

（事務局） 設置予定地は、円柱のエリアに該当している。

（委員長） そうすると、煙突高さは航空法の制限を受けて、59mにしたいくてもできない

のか。

- (事務局) 設置予定地の敷地内で航空法の制限を受けない位置に煙突を設置すれば可能である。

敷地内に 59mにしたいくてもできないエリアはある。

設置予定地の西側であれば航空法の制限を受けないため可能である。

- (委員) 立川市は陸上自衛隊の駐屯地があるため、建物の高さには規定がある。その中で、設置予定地内で航空法の制限を受けない位置に煙突を設置する場合に、煙突の高さはどうなるのか。

- (事務局) 特例として対応するような状況となる。59mでも特例となるため、それ以上にしないかという議論になる。煙突高さは、第5回委員会でも協議する事項である。

- (委員) 敷地内に 1,500mの範囲を外れるエリアがあるという認識で良いか。また、そのエリアであれば煙突を 100mにすることもできるということか。

- (事務局) 航空法上は可能である。ただし、立川市でも様々な規制があるため、それも考慮しながら決めていくことになる。

- (委員) 10 ページのグラフをみると、左の棒は環境基準になっている。右の棒はバックグラウンド濃度と予測結果による増加量となっているが、立川市の規制基準でこのグラフがどうなるかということを見て、煙突高さを決める。排ガス設備のレベルを上げて煙突の高さを抑えるのか、または反対にするのかなどの考え方ができるようになる。最終的には、影響があるかどうかということを見ていただいて決めていくのだと思う。

- (委員長) 煙突高さについては、今回は基本的な考え方を共有するという位置づけである。第5回委員会で、最終的に決定していくという流れになるため、意見・質問等は第5回で確認してもらえればと思う。

3 連絡事項

4 閉会

以上